

議 案 名	市長及び副市長の給与等に関する条例及び富士見市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について														
制 定 趣 旨	富士見市特別職報酬等審議会の意見を踏まえ、期末手当の支給割合(月数)を0.1月分引き上げるものです。														
制 定 内 容	<p>1 第1条関係(市長及び副市長の給与等に関する条例) 期末手当の支給割合(月数)の変更</p> <table border="1" data-bbox="477 1032 1410 1256"> <thead> <tr> <th data-bbox="477 1032 719 1081">区分</th> <th data-bbox="727 1032 951 1081">6月期</th> <th data-bbox="959 1032 1177 1081">12月期</th> <th data-bbox="1185 1032 1410 1081">合計月数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="477 1093 719 1167">令和4年度 期末手当</td> <td data-bbox="727 1093 951 1167">1.875月</td> <td data-bbox="959 1093 1177 1167">1.875月</td> <td data-bbox="1185 1093 1410 1167">3.75月</td> </tr> <tr> <td data-bbox="477 1178 719 1256">令和5年度以降 期末手当</td> <td data-bbox="727 1178 951 1256"><u>1.925月</u></td> <td data-bbox="959 1178 1177 1256"><u>1.925月</u></td> <td data-bbox="1185 1178 1410 1256"><u>3.85月</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 第2条関係(富士見市教育委員会教育長の給与等に関する条例) 期末手当の支給割合(月数)の変更</p> <p>内容は、第1条関係と同様です。</p>			区分	6月期	12月期	合計月数	令和4年度 期末手当	1.875月	1.875月	3.75月	令和5年度以降 期末手当	<u>1.925月</u>	<u>1.925月</u>	<u>3.85月</u>
区分	6月期	12月期	合計月数												
令和4年度 期末手当	1.875月	1.875月	3.75月												
令和5年度以降 期末手当	<u>1.925月</u>	<u>1.925月</u>	<u>3.85月</u>												
施 行 日	令和5年4月1日														

市長及び副市長の給与等に関する条例（昭和44年条例第14号）及び富士見市教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和44年条例第13号）新旧対照表

第1条関係 市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正

新	旧
<p>(期末手当) 第6条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の192.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略)</p>	<p>(期末手当) 第6条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の187.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略)</p>

第2条関係 富士見市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正

新	旧
<p>(期末手当) 第6条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の192.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略)</p>	<p>(期末手当) 第6条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の187.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略)</p>